別記様式（第4条関係）

随意契約結果一覧

所属（課名）　　資産税課

件名（数量）	契約締結日 （締結日の昇順）	契約業者	予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	随意契約とした理由	審査会の開催の有無	備考
固定資産関係電子計算システム業務委託	平成29年4月1日	㈱松阪電子計算センター	6,909,840	6,909,840	現在稼動している各業務内のデータについては、全て松阪市のものですが、システムのアプリケーション部分は㈱松阪電子計算センターに著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が業務に即したカスタマイズをしたうえで、現在運営していますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密接な部署であるため、過去の経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存ソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に委託したいことと、この業務を毎年入札により業者決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じるためです。 当該業者に関しては、既に国民健康保険、後期高齢者医療業務、固定資産税、市民税、収納及び介護保険の業務を始め、当市において数多くの実績があり各種のノウハウや守秘義務においても充分信頼できるものと考えます。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」	有	
当初賦課業務委託	平成29年4月1日	㈱松阪電子計算センター	15,232,320	15,232,320		有	
土地評価替え業務委託	平成29年4月1日	㈱松阪電子計算センター	15,216,120	15,216,120		有	
固定資産税評価替え業務委託	平成29年4月1日	㈱松阪電子計算センター	9,262,080	9,262,080		有	

平成29年度松阪市地番図・家屋図修正業務委託	平成29年5月1日	(株)パスコ三重支店	4,998,240	4,998,240	松阪市地番図・家屋図については、平成4年度～平成7年度にかけて松阪市基本図をもとに新規作成し、これらの図面は平成5年度から毎年修正業務を行っており、これらの業務はすべて本業者と契約を行い作業を進めてきている。 また、平成10年度～平成11年度には「新土地評価鑑定システム」という不動産鑑定による価格を統計学的手法で電算分析するシステムを㈱松阪電子計算センターと契約し構築するとともに、両方の業務を重ね合わせることを行い、地形図を基礎とした地図情報を取り入れたものとなった。通常業務において課税台帳への所在地地番の索引表示等、事務改善に大きな役割を果たしている。 さらに平成13年度からは全庁的な地図情報システム「松阪市統合型GIS」が稼動しているが、地番図・家屋図については当システムの基図として、また地番検索等のデータベースとして情報共有を行なっている。 以上のような現状及び過程により、既存のシステム及びデータを管理していくうえで、他の業者ではデータを変換し作成する業務を伴い、調整面等において手間と時間がかかり、別途作業量が増加し事務に支障をきたすため。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当	無	
時点修正鑑定業務委託	平成29年7月1日	(社)三重県不動産鑑定士協会	8,845,200	8,845,200	三重県不動産鑑定士協会は、国の公示価格、県の地価調査価格、又は相続税路線価との整合性や市内全域、県内地域間とのバランスを確保し調整する役割を担っています。 松阪市における標準地は918地点あり、入札では鑑定地点数が多く、情報収集や現地調査など1人の鑑定士では業務量に無理が生じ、鑑定価格に信憑性を欠くなど評価に支障をきたす恐れがあります。 また、時点修正鑑定業務は、土地の下落に対する評価の下方修正をおこなうための鑑定であり、本鑑定の継続鑑定として標準地の下落率を算定していくことから、本鑑定と分離しがたい性質があります。 基準年度の本鑑定を協会に委託しており、そのまま同じ鑑定士に見直してもらうことで、基礎データもあり円滑な業務が進められます。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当	有	